



5段階の警戒レベル、運用開始

平成31年3月、内閣府による「避難勧告等に関するガイドライン」の改訂に伴い、水害・土砂災害の防災情報の伝え方が変更され、「自らの命を守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることの方針が示されました。

これに伴い、避難情報について、5段階の警戒レベルを明記して、住民の方が理解しやすいように発表されることになりました。

防災 西警速報

市町村が発令

気象庁が発表

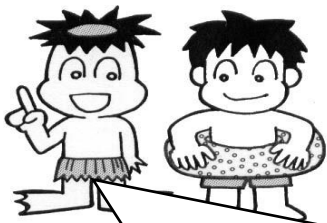
浦和西警察署

☎ 854-0110

警戒レベル区分

※ 内閣府の資料等から抜粋

警戒のレベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報
5	命を守るための最善の行動	災害発生情報
4	指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動	避難指示（緊急）・避難勧告 ※地域の状況に応じて
3	高齢者等の要配慮者は立退き避難	避難準備・高齢者等避難開始
2	避難方法の確認	注意報
1	災害への心構え	早期注意情報



表を見ても難しい言葉が多くてよくわかんないや。いつ避難したらいいの??



じゃあ、下の表を見てよ **警戒レベル4**で

「全員避難」 だよ

自治体などが発行する

「ハザードマップ」を確認してね!

詳しくは「政府広報 避難勧告」で検索

警戒レベル4、5での住民がとるべき行動

※ 内閣府の資料等から抜粋

	考えられる事態	とるべき行動
レベル4	道路冠水・土砂崩れ 既に避難が困難	危険な区域外への速やかな避難
レベル5	災害がすでに発生	命を守るために最善の行動をとる

レベル3は、「避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児など）とその支援者」は避難。その他の方は、避難の準備を整えましょう。

～官民一体となった防災・減災対策の推進～